

## 令和5年度第2回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年5月8日（月）13時30分～14時00分
2. 開催場所 市役所3階 第1委員会室
3. 議案  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について 3件  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について 2件  
議案第3号 青年等就農計画について 1件  
議案第4号 農用地利用集積計画について 利用権の設定 16件
4. 報告  
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 1件  
報告第2号 農地法施行規則第29条第1号に関する  
農地転用の届出について 1件  
報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について 2件  
報告第4号 地目変更登記申請に係る登記官からの照会について 6件  
報告第5号 地籍調査事業に伴う農地の地目変更照会について 143件
5. 出席委員 14名（欠員1名）  
会長12番池田繁雄、1番大木宏之、3番岩柳美智夫、4番細谷修、  
5番斉藤ひろ子、7番農宮弘子、9番篠崎輝武、10番戸田敏一、  
11番吉井亨、13番市原勉、14番平山光子、15番日暮俊雄
6. 欠席委員 2番秋山美徳、8番板倉善紀
7. 事務局 池田事務局長、小川主査
8. 議事録

議長 委員定数15名中、12名出席しておりますので、総会は成立しております。定足数に達しておりますので、これより令和5年度第2回農業委員会定例総会を開会いたします。それでは議事に入ります。

初めに、議事録署名人の指名であります。本日は、3番岩柳委員と4番細谷委員を指名します。両委員、宜しくお願いいたします。

また、本日の会議書記には事務局の小川主査を指名します。

なお、発言につきましては、議長の指名後にお願いいたします。審議の過程を詳細に議事録に記録しなければなりませんので、議事の進行にご協力をお願いいたします。

また、個人情報保護の観点から申請者の氏名、住所など個人が特定される発言はご遠慮いただくようお願いいたします。

それでは審議に入る前に事務局より本日の議案の説明をお願いします。

事務局　それでは、本日の議案についてご説明申し上げます。議案書の1ページをお願いいたします。本日の議案は、4議案でございます。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認については、3件、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の承認については、2件、議案第3号、青年等就農計画については、1件、議案第4号、農用地利用集積計画については、利用権の設定が16件でございます。

なお、農地法に係る議案の現地調査につきましては、令和5年4月28日午前9時より、1班の大木委員、秋山委員、細谷委員、斉藤委員、篠崎委員にご出席いただき、実施いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

議長　それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。

申請番号1及び2につきまして、斉藤委員より意見発表をお願いします。

5番　番号1と2は譲受人が同じで場所も近接しておりますので、一括して説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。1の申請地は、滝沢字芳田の田2，439平方メートルと畑238平方メートルの2筆で、2の申請地は、滝沢字芳田の田2，704平方メートルの1筆で、合計3筆の農地です。申請理由は、譲渡人は2人とも高齢化で農業経営を縮小したいためで、譲受人は農業経営拡大のためです。営農計画においては、稲作を予定しており、4月28日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認しましたが、3条許可基準を満たしており、許可相当と判断いたします。以上です。

議長　次に、申請番号3につきまして、細谷委員より意見発表をお願いします。

4番　番号3について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、高倉字宿の畑、363平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は高齢のため、譲受人は農業を始めたいとのことです。営農計画においては、露地野菜の作付けを予定しております。移転の単価は、50万円です。4月28日に現地を確認しましたが、問題となるような状況はありませんでした。譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類もすべて整っていることから、問題ないものと判断いたします。以上です。

議長　担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局　議案書の4ページをお願いいたします。

申請番号1及び申請番号2は、譲受人が同一であり、いずれも売買による所有権移転の申請です。場所は、滝沢青年館の北西、約1.1キロメートルに位置しています。譲渡人は2人とも老齢による農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のため、売買することになったものです。作付作目は、水稻、芋、落花生です。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

申請番号3は、売買による所有権移転の申請です。場所は、高倉コミュニティ会館の北西、約250メートルに位置しています。譲渡人は高齢のため、譲受人は農業を始めたいため、売買することになったものです。作付作目は、トマト、なす、ピーマン、ラディッシュ、苺等を予定しています。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

説明は以上です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 事務局の補足説明が終わりました。ご質問やご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。

次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。

申請番号1につきまして、大木委員より意見発表をお願いします。

1 番 番号1について説明いたします。本件は、農地法第5条の規定による使用貸借権の設定を伴う転用の申請です。申請地は、家之子字小金井の畑、396平方メートルの農地です。転用の目的は、専用住宅用地です。周辺農地への被害防除対策は、隣地がすべて農地ではないため、ありません。排水については、汚水は合併浄化槽で処理し、市道側溝へ放流し、雨水は宅内浸透処理する計画です。申請に必要な書類もすべて整っており、許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 次に、申請番号2につきまして、篠崎委員より意見発表をお願いします。

9 番 番号2についてご説明いたします。本件は、農地法第5条の規定による所有権移転を伴う転用の申請です。申請地は、家徳字東横宿の田、1,160平方メートルの内495平方メートルの農地です。転用の目的は、専用住宅の建築です。

申請に必要な書類も揃っており、4月28日に現地を確認したところ、特に問題となるような状況は見られませんでした。周辺農地に与える影響も少ないことから、許可相当と判断いたします。以上です。

議長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 議案書の5ページをお願いいたします。

申請番号1は、親族間の使用貸借権の設定を伴う転用の申請で、譲受人は、譲渡人の孫にあたります。場所は、公平幼稚園の北東、約250メートルに位置しています。転用の目的は、専用住宅1棟用地です。立地基準につきましては、申請地は、おおむね10ヘクタール以上の集団的に存在する農地に含まれ、第1種農地に該当すると判断されますが、集落に接続して設置される住宅の用に供されると認められることから、第1種農地の例外許可事由に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額金融機関からの融資により賄う計画となっており、融資証明書が添付されております。

申請番号2は、売買による所有権移転を伴う転用の申請です。場所は、家徳の特別養護老人ホームゆりの木苑の東、約200メートルに位置しています。転用の目的は、専用住宅1棟用地です。立地基準につきましては、申請地は、おおむね10ヘクタール以上の集団的に存在する農地に含まれ、第1種農地に該当すると判断されますが、集落に接続して設置される住宅の用に供されると認められることから、第1種農地の例外許可事由に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、自己資金及び金融機関からの融資により賄う計画となっており、残高証明書及び融資証明書が添付されております。

説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 事務局の補足説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。

次に、議案第3号、青年等就農計画について審議に入ります。

農政課より説明願います。

農政課 それでは説明をさせていただきます。農業経営基盤強化促進法第14条の4の規定

によりまして、意見を求めた案件は新規認定1件でございます。別添の青年等就農計画認定申請書をご覧ください。営農予定日は令和5年10月です。大網白里市季美の森南にお住まいで、山田で営農を予定している方です。営農類型は露地野菜及び施設栽培です。技術の向上、設備の導入、耕作面積拡大による所得増加を目指す計画です。

以上、新規認定1件の申請内容を説明させていただきましたが、これらの計画内容は、農業経営基盤強化促進法第14条の4の各要件に該当しております。また山武農業事務所改良普及課が計画書の作成に携わっていることをお伝えします。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 農政課の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。  
議案第3号、青年等就農計画について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。  
次に、議案第4号、農用地利用集積計画について審議に入ります。  
農政課より説明願います。

農政課 議案第4号 農用地利用集積計画についてご説明申し上げます。別冊の「令和5年第5次農用地利用集積計画(案)」をご覧ください。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「令和5年第5次農用地利用集積計画」についてお諮りします。利用権の設定、16件、面積合計、49,617平方メートル、内訳、3年、2件、面積合計、3,356平方メートル、5年、3件、面積合計6,728平方メートル、6年、3件、面積合計、4,100平方メートル、10年、8件、面積合計、47,589平方メートルです。

また、今回は所有権の移転はございません。

1ページが3年の利用権設定管理台帳で、2ページから3ページが農地の出し手、受け手より提出のあった農用地利用集積計画各筆明細書です。1番が更新で宿の認定農業者へ貸し付け、2番が新規で前ノ内の認定農業者への貸し付けとなっております。5ページが5年の利用権設定管理台帳で、6ページから8ページが農地の出し手、受け手より提出のあった農用地利用集積計画各筆明細書です。全て更新で宿の認定農業者へ貸し付けとなっております。9ページが6年の利用権設定管理台帳で、10ページから12ページが農地の出し手、受け手より提出のあった農用地利用集積計画各筆明細書です。全て更新で宿の農業者へ貸し付け

となっております。13ページが10年の利用権設定管理台帳で、14ページから16ページが農地の出し手、受け手より提出のあった農用地利用集積計画各筆明細書です。1番が新規で福俵の認定農業者へ貸し付け、2番・3番が更新で御門と西中の認定農業者へ貸し付けとなっております。17ページが10年の中間管理機構を介しての利用権設定管理台帳で19ページから32ページが農地の出し手、受け手より提出のあった農用地利用集積計画各筆明細書です。4番は新規で下武射田の認定農業者に貸し付け、5番・6番は新規で松之郷の認定農業者に貸し付け、8番・9番は更新で幸田の認定農業者に貸付となっております。利用権の設定を受ける者の農業経営状況は33ページから37ページに記載しております。こちらは農家台帳の情報を基に作成しております。

利用集積計画による案件は以上となります。ご審議の程宜しくお願いいたします。

議 長 農政課の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。  
議案第4号、農用地利用集積計画について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。  
次に、報告第1号から第5号について、事務局から説明願います。

事務局 議案書の8ページをお願いします。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。3月26日から4月25日までに受付した案件は1件です。相続により所有権を取得したもので、斡旋等の希望はありません。

議案書の9ページをお願いします。

報告第2号「農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出について」です。3月26日から4月25日までに受付した案件は1件です。本件は、農業用倉庫用地として、畑183.88平方メートルを転用するものであり、2アール未満の農地をその者の農作物の育成若しくは養畜の事業のための農業用施設に供する場合に該当することから、農地転用の届出が必要となったものでございます。

議案書の10ページをお願いします。

報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」です。3月26日から4月25日までに受付した案件は2件です。いずれも双方合意による賃

貸借の解約です。

議案書の11ページをお願いします。

報告第4号「地目変更登記申請に係る登記官からの照会について」です。6件の照会があり、現地調査を4月10日及び24日に実施いたしました。現地調査の結果、番号5以外の5件は、いずれも農地への復元が困難な状況であると判断し、「非農地」で回答したものでございます。また、番号5については、現況が住宅の敷地と畑が混在していることから、「一部非農地」で回答しました。

議案書の12ページから15ページをお願いします。

報告第5号「地籍調査事業に伴う農地の地目変更に係る照会について」です。

令和5年2月2日、3月30日、4月19日付けで東金市長より、農地143筆について照会がありました。現地調査したところ、すべて「非農地」または「一部非農地」で回答したものでございます。

なお、追加報告事項として、先月の総会の議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の承認案件について、営農型太陽光発電設備の設置を目的とする一時転用許可の更新申請があり、細谷委員より、営農の売上げ実績についてご質問があり、本日までに報告することとなっておりますので、ご報告させていただきます。令和4年5月20日にタマリユウ144,000円、令和4年8月31日にタマリユウ、マホニヤ、五色ナンテン44,800円との売上げ実績が令和5年2月24日に事業者より報告されております。

報告事項については、以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(なし)

議長 無ければ、以上で、本定例総会に提出された案件はすべて終了しました。これをもって、閉会といたします。ご苦労様でした。

令和5年5月8日